**提出物チェックリスト**

（★）の付いた資料は入力用データを提供できます。（パソコンから出力した紙でも提出可）

１．**必ずご提出いただく書類　→５月１０日までにＪＡ営農生活ｾﾝﾀｰ･各支店または農政課へ**

□　　 令和６年度経営所得安定対策交付金交付申請チェックリスト

□　　 水稲生産実施計画書及び営農計画書（細目書）※５部複写の内、中３部を提出

□　(b)水稲生産実施計画書及び営農計画書面積集計表（★）

□　(d)出荷作物該当農業者リスト（★）

２．**以下の要件に該当する場合にご提出いただく書類**

**→５月１０日までに市役所農政課またはＪＡ各支店**

□　交付申請をする（申請者ごとに必要）

→(a)経営所得安定対策等交付金交付申請書（印字）

□　印字された申請書がない方が交付申請する

→(a)経営所得安定対策等交付金交付申請書（手書き）

→経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状（パンフレット参照）

□　水田活用の直接支払交付金（転作交付金）を申請する（農会で１部提出）

→(c)交付金対象の土地を示した地図（★）

※様式不問、麦のみの作付かつ麦共済に加入している場合は不要

□　二毛作に取り組む

→(e)二毛作実施予定水田等整理表（★）

□　飼料用作物（飼料用米、飼料作物、ＷＣＳ用稲）に取り組む

※飼料用作物に取り組む場合、必ず(j)利用供給協定書別紙（★）が必要になります

　　　→(f)飼料用作物における耕畜連携の取組確認票（★）

□　耕畜連携に取り組む

　　　→(g)(h)わら利用（資源循環）による耕畜連携助成における利用供給協定書（★）

□　飼料作物に取り組む（耕畜連携に取り組む場合は不要）

→(i)飼料作物生産における利用供給協定書（★）

□　麦、大豆、出荷そば、出荷なたねをＪＡ以外に出荷する

→出荷契約書（ＪＡ出荷の場合は不要）

□　施設（ハウス）で野菜を生産、出荷する

　　　→(k)施設面積調査回答票（★）　※過去に提出している場合は不要

□　調整水田（１ヶ月以上の湛水）に取り組む

→（l）調整水田確認用地図（★）

→（m）調整水田整理票（★）

**３．以下の要件に該当する場合にご提出いただく書類（５月１１日以降分）**

□　水田活用の直接支払交付金（転作交付金）対象の作物がある

→水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書、作業日誌（★）、出荷伝票、写真等（出荷終了後に市役所農政課に提出）

□　水田活用の交付金（転作交付金）対象の作物があり、12月20日までに出荷が完了しない

　　（大豆、冬キャベツ等）

　　→水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

（11月頃別途配布、12月20日までに市役所農政課に提出）